

# 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する 基準条例の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法、第2次一括法）の施行に伴う介護保険法の改正により、これまで国が定めていた、介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について地方自治体が条例で定めることとなりました。

これに伴い、平成24年第5回岐阜県議会定例会において、条例案が可決され平成25年4月1日に施行されました。

## 基準条例の名称

- 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  
（平成24年12月26日条例第77号）
- 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  
（平成24年12月26日条例第78号）
- 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  
（平成24年12月26日条例第79号）
- 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
（平成24年12月26日条例第80号）
- 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
（平成24年12月26日条例第81号）

※ 居宅介護支援については、条例委任されていないため、従来どおり国の基準が適用されます。

※ 岐阜市内の事業所・施設については、岐阜市の条例が適用されます。

## 概 要

国が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、介護サービス事業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めています。

以下の岐阜県の独自基準以外は、これまでの国の基準とおおむね同様の内容です。

### 【岐阜県の独自基準】

- 居室定員の緩和
- 運営規程に明記する重要事項の見直し
- 掲示方法の追加
- 記録の保存期間の見直し

※ 岐阜県の基準条例の施行により、運営規程の変更等が必要となる事業所・施設の方は、速やかに運営規程の変更等及び変更の届出を行ってください。

居室定員の緩和					
理由	入所者の経済的な負担の軽減のため、低廉な費用負担で利用できる居室を配置する等、多様なニーズに応える必要があるため				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例</th> <th>省令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           (設備)            指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。            2 前項に掲げる施設のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            一 居室            イ 一の居室の定員は、<b>4人以下</b>とすること。         </td> <td>           (設備)            指定介護老人福祉施設の設備の基準は次のとおりとする。            一 居室            イ 一の居室の定員は、<b>1人</b>とすること。            ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、<b>2人</b>とすることができる。         </td> </tr> </tbody> </table>	条例	省令	(設備) 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 2 前項に掲げる施設のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 居室 イ 一の居室の定員は、 <b>4人以下</b> とすること。	(設備) 指定介護老人福祉施設の設備の基準は次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、 <b>1人</b> とすること。 ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、 <b>2人</b> とすることができる。
条例	省令				
(設備) 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 2 前項に掲げる施設のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 居室 イ 一の居室の定員は、 <b>4人以下</b> とすること。	(設備) 指定介護老人福祉施設の設備の基準は次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、 <b>1人</b> とすること。 ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、 <b>2人</b> とすることができる。				
対象サービス	介護老人福祉施設				

運営規程に明記する重要事項の見直し					
理由	「苦情処理体制」については、事業者の指定の際に、その概要を提出することが求められる重要事項であり、「緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続」については、人権擁護に関する重要な事項であるため				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例</th> <th>省令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           (運営規程)            指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。            七 <b>緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続</b>            八 <b>苦情を処理するために講ずる措置の概要</b>            九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項         </td> <td>           (運営規程)            指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。            七 その他施設の運営に関する重要事項         </td> </tr> </tbody> </table>	条例	省令	(運営規程) 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 七 <b>緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続</b> 八 <b>苦情を処理するために講ずる措置の概要</b> 九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項	(運営規程) 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 七 その他施設の運営に関する重要事項
条例	省令				
(運営規程) 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 七 <b>緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続</b> 八 <b>苦情を処理するために講ずる措置の概要</b> 九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項	(運営規程) 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 七 その他施設の運営に関する重要事項				
対象サービス	【苦情処理体制】 全サービス 【身体拘束の手続】 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設				

※下線部はサービスごとに読み替え

## 掲示方法の追加

理由	施設（事業所）が自らの責任において広く情報を発信することにより、情報発信のプロセスを通じて、施設（事業所）自身によるサービスの質の改善への取組みが促進される効果を期待するため	
	条例	省令
	<p>（掲示）</p> <p>指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><b>2 指定介護老人福祉施設は、前項の重要事項について、当該指定介護老人福祉施設のホームページに掲載する等、周知に努めなければならない。</b></p>	<p>（掲示）</p> <p>指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
対象サービス	全サービス	

※下線部はサービスごとに読み替え

## 記録の保存期間の見直し

理由	介護報酬の過払いの返還請求権は、地方自治法により5年間であることから、指導監査において施設（事業所）に必要な文書を残しておくようにするため	
	条例	省令
	<p>（記録の整備）</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>（記録の整備）</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p>
対象サービス	全サービス	

※下線部はサービスごとに読み替え